

群馬大学社会情報学部消防隊内規

〔平成16年4月1日〕
制 定

(設 置)

第1条 群馬大学社会情報学部に消防隊を置き、群馬大学社会情報学部消防隊(以下「消防隊」という。)と称する。

(隊 長)

第2条 消防隊に隊長及び副隊長を置く。

2 隊長は、隊を統括指揮し、代表する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在のときはこれを代理する。

(消 防 隊)

第3条 消防隊に次の班を置き、班に班長を置く。

(1) 通報連絡班

(2) 管理警備班

(3) 救護班

(4) 消火班

(5) 搬出班

(職務分掌)

第4条 各班の職務分掌は、次のとおりとする。

(1) 通報連絡班

ア 消防署及び関係機関への通報・連絡

(2) 管理警備班

ア 防火対策及び消防活動の諸計画

イ 構内の警備

(3) 救護班

ア 負傷者等の救護

イ 避難用具の点検及び整理

(4) 消火班

ア 消火器具、器材等の使用による消火作業

イ 消火器具及び器材並びにその他消火上必要な設備の点検及び整備

(5) 搬出班

ア 非常持出品の搬出作業

イ 非常持出品の所在個所の熟知及び搬出の万全策樹立

(消防訓練)

第5条 隊長は、不動産の監守計画に基づく場合又は必要と認めたときは、消

防訓練を実施して非常の場合の処置について万全を期するものとする。

(併用)

第6条 消防隊は、火災以外の全ての災害に対する組織として第3条及び第4条の変更により消防隊に併用する。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。